第５回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会

議　事　要　旨

１　日　時

令和８年 11 月 11 日（水）　午前９時 55 分～

２　場　所

岡山市北区下石井１丁目４番１号

岡山第２合同庁舎２階　共用会議室Ａ

３　出席者

公 益 委 員　：　３人

労働者側委員　：　３人

使用者側委員　：　３人

４　審議事項

（１）特定最低賃金額審議について

５　議事要旨

（１）特定最低賃金額審議について

岡山県一般機械器具製造業最低賃金額について、前回に引き続き審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

＋53 円を提示する。

・2026 年連合岡山における春闘結果全体集計より、賃上げ額 4.82％を現行特定最低賃金に乗じたもの。

・一般機械は業種も多く、働き方も多種多様となるからこそ、賃金を上げ、優位性を維持する必要がある。

・労働者として労働価値に見合った賃金、労働条件の維持・向上を求める。

【使用者側の意見要旨】

＋37 円を提示する。

・2026 年春闘における中小零細企業 20 人以下の平均賃上げ率 3.38％を踏まえ、これを現行の特定最低賃金に乗じたもの。

・賃上げが可能な企業は各社の判断で必要な賃上げを行うことを否定するものではない。しかし、中小零細企業の現状を考慮する必要がある。

（２）労使協議について

労働者側より労使協議の意向が示され、これを使用者側も了承、労使協議が行われた。

その結果について、労働者側委員が代表して48円で労使合意が行われたことを報告した。

また、発効日については、法定発効とすることとされた。

（3）全会一致による決議のため報告書が作成され、最低賃金審議会令第　6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6　配布資料

・岡山県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）
・岡山県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）（案）